

3 令和7年度に注意すべき主なポイント

(1) 就労選択支援

※R7年10月から開始予定

①実施主体

①～③の要件すべてを満たす必要があります。

①就労移行支援又は就労継続支援にかかる指定障害福祉サービス事業者

②過去3年以内に当該事業者の事業所において、3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他同等の経験と実績

③協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めること。

②定員

10人以上

③人員の配置・要件

以下の要件を満たす必要があります。

●管理者・・・原則として管理業務に従事するもの。

(管理業務に支障がない場合は兼務可)

3 令和7年度に注意すべき主なポイント

(1) 就労選択支援

※R7年10月から開始予定

●従業者（就労選択支援員）・・・常勤換算方法で利用者数を15で除した数以上就労選択支援員養成研修の修了が要件です。

（9年度末までは経過措置として厚労大臣が定めるもの等に規定する障害者の就労支援に関する基礎的研修又はこれに相当する研修を修了したものを就労選択支援員とみなします。）

基礎的研修と同等以上の研修とは以下のものです。

- ・就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・訪問型職場適応援助者養成研修
- ・サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

④設備

●訓練・作業室

訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備える

●相談室

間仕切りを設けること

●洗面所・便所

利用者の特性に応じたものであること

3 令和7年度に注意すべき主なポイント

(2) 業務継続計画 未策定減算経過措置終了

全サービス

就労選択支援については令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

【業務継続計画の策定について】

- ① 業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずること
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること

【やっておかなければならない事整理】

1. 「業務継続計画」（感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を作成すること。
2. 当該計画について従業者に対し周知・共有するとともに、当該計画に従い、従業者に対して必要な教育・研修及び訓練（シミュレーション）を①採用時と②年1回以上実施し、その内容を記録しておくこと。
※全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。
3. 定期的に当該計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

上記対応ができていない場合は減算適用になります。

3 令和7年度に注意すべき主なポイント

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算経過措置

全サービス
(相談系除く)

【処遇改善加算の更なる取得促進】

事業所の事務負担等に配慮し、以下のとおり令和7年度中は経過措置期間を設ける

- ① キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲについて、令和7年度中の取得要件整備を行う誓約での要件確認
- ② 職場環境等要件について、令和7年度中に要件整備を行う誓約での要件確認
- ③ 障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合に職場環境等要件に係る適用を猶予

【やっておかなければならない事整理】

【キャリアパス要件】

1. 令和7年度計画において、令和7年度中にキャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）、キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）、キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）を整備することを誓約して届出を行っている法人については、年度内に整備を行うこと。

【職場環境等要件】

2. 令和7年度計画において、令和7年度中に職場環境要件の整備の誓約、長崎県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金の申請を行うとして届出を行っている法人については、年度内に整備を行うこと。

3 令和7年度に注意すべき主なポイント

(4) 共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

○ 障害者部会報告書において

- ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
- ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。

○ これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

○ 地域連携推進会議の実施にあたっては、厚生労働省が作成した「地域連携推進会議の手引き」を参考にしてください。【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

《地域との連携等》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等を実施している場合には、適用されません。

※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、**令和7年度から義務化。**

3 令和7年度に注意すべき主なポイント

(5) 障害福祉サービス事業者等の経営情報に関する事項

◎厚生労働省・こども家庭庁発出令和7年3月31日付け

「障害者総合支援法施行規則の一部を改正する命令等の公布通知」より

【改正内容】ア. 児童福祉法及び障害者総合支援法に規定する**情報公表対象サービス等情報に、下記の**

①～④までの情報を追加するもの。

① 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報

② 事業所・施設の収益及び費用の内容

③ 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

④ その他必要な事項

イ. 障害福祉サービス事業者等から都道府県知事等への経営情報の報告方法は、都道府県知事等の定めるところ(障害福祉サービス等情報公表システム上に構築する経営情報データベースを活用することを想定)とし、報告期限は毎会計年度終了後3月以内とするもの。

【施行期日】 令和7年4月1日

【経過措置】 令和8年3月31日までの間は、「**毎会計年度終了後3月以内**」とあるのは、「**令和8年3月31日まで**」と読み替えるものとする。

【その他】 今後、運用マニュアル等の提示、説明会の実施等の上で、秋頃を目途にシステムへの報告を開始することを予定しており、詳細は通知でお示しすることを予定しているためご留意いただきたい。